

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 ジュニア会員制度

補足説明Q&A(2024年版)

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟(以下:GAG)ジュニア会員制度について、補足説明資料を作成しました。入会をご検討いただく際の参考資料としてください。

<会員登録に関して>

Q01. 岐阜県内在住でないと、登録できませんか？

A. 小学生と中学生のジュニアについては、在住・在学は問いません。愛知・三重・滋賀等に在住の方でも登録可能です。

高校生は「岐阜県ゴルフ連盟ジュニア会員規則」により、『岐阜県内に在住 又は 岐阜県内の高校に在学している』ことを必要とします。

Q02. 幼稚園児(未就学児)は会員登録できませんか？

A. 登録については、原則 小学校入学以後とさせていただきます。

Q03. JGAジュニア会員とはちがうのか？

A. GAGジュニア会員制度は、JGAとは直接の関係なく行っている【独自の活動】であります。JGAジュニア会員とは“別の”会員制度と捉えてください。

Q04. 昨年ジュニア会員に登録をしたが、更新手続きはすぐにしなければならないか？

A. 更新はどのタイミングでも受け付けております。

<競技会等 イベントの参加に関して>

Q05. GAGジュニア会員になったら、JGAジュニア会員にならなくても、

GAG主催・共催等のジュニア競技に参加できるのでしょうか？

A. 競技への参加は、それぞれの競技の競技規定への記載を優先します。一般的に競技会についてはJGAジュニア会員であることを求められるケースがほとんどです。競技会への参加を希望される場合は、JGAジュニア会員になることをお勧めします。

<ジュニアチケットに関して>

Q06. ジュニアチケットの使用には、制限があるのでしょうか？

A. 詳しくはGAG会員ご登録後にお送りいたします「ジュニアチケット」に同封の「ジュニアチケット利用について」をご参照いただくこととなりますが、利用できるのは本人のみ、という点については制限がございます。

Q07. ジュニアチケットを使用する際は、お金がかかるのでしょうか？

A. ご使用いただく際は、原則負担はございません。ただし、カートを使用する場合の費用やジュニアチケット利用に関する以外の事項、個人的な飲食・売買等については、その限りではありません。

Q08. ジュニアチケットを使用する際に付される「一定の条件」とは、例えばどのような内容でしょうか？

A. 一例として申し上げます。

- ・ 練習は原則土日、一般のお客様の最終組がハーフターンの後となります
「1ラウンド(18ホール)できる」「〇ホール プレーできる」などの保障をすることはできません。
- ・ 予約は 倶楽部がする期日までに“保護者が”行ってください。
- ・ ジュニアチケットは ジュニアの練習環境を作り出すための取り組みです。
いかなる理由であっても、チケットを利用しての練習では、保護者がプレーすることを厳禁とします。
- ・ 「カート使用の可否」「保護者の同行」等の詳細は、ゴルフ場の指示に従ってください。
- ・ ゴルフ場の設定した練習終了時間は厳守
これらの詳細は、ご登録いただいた後で郵送する「ジュニアチケット」に同封する「ジュニアチケット利用について」に詳しく記載いたします。

Q09. GAG加盟倶楽部は、すべてのゴルフ場でジュニアチケットが使用可能なののでしょうか？

A. 加盟すべてのゴルフ場ではなく、GAG加盟倶楽部の中で「ジュニアチケット使用可能倶楽部」としてご協力いただいているゴルフ場のみです。

具体的ゴルフ場名、予約連絡先等については GAG ホームページをご確認ください。詳細については使用可能倶楽部ごとの運用がございますので、ご使用を希望される倶楽部へ直接お問い合わせください。

<保険に関して>

Q10. GAGジュニア会員になった際に加入する保険は、どのようなものなのでしょうか？

A. 保険の対象は「ジュニアスクール参加時」もしくは「ジュニアチケット使用によるラウンド中」におこってしまった不慮の事故(怪我等)に対応するためのものとなっております。